

超音波検査士資格更新に関する関連学会の指定について

令和4年3月
公益社団法人日本超音波医学会
認定超音波検査士制度委員会
委員長 濱口 浩敏

公益社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士資格更新実施内規による研修・業績単位表指定超音波医学関連学会・研究会として、下記の学会を指定いたしました。これにより、下記学会における出席および発表を資格更新の対象といたします。ただし、関連学会または研究会が主催または共催である場合に限り、総会や地方会の参加だけでは単位の付与はありません。

日本消化器がん検診学会は超音波フォーラムや超音波研修会に参加した場合のみ単位が付与されます。総会や地方会の参加だけでは単位の付与はありません。

1. 日本心エコー図学会
(SHD 心エコー図研修会、講習会を含む)
2. 日本イアン・ドナルド超音波講座
3. 日本乳腺甲状腺超音波 医学会 (旧：日本乳腺甲状腺超音波診断会議)
4. 日本乳癌画像研究会
5. 日本腹部造影エコー・ドプラ診断研究会
6. 東海循環器超音波研究会
7. 大阪超音波研究会
8. 日本胎児心臓病学会 (旧：日本胎児心臓病研究会)
9. 日本音響学会「医用超音波に関する技術講習会」
10. エコーウィンターセミナー
11. 東海超音波研究会
12. ふくしま心エコー研究会
13. 超音波ドプラ・新技術 研究会 (旧：超音波ドプラ研究会)
14. 日本超音波検査学会地方会・日本超音波検査学会 医用超音波講義講習会
15. アジア造影超音波会議 (Asian Conference on Ultrasound Contrast Imaging, ACUCI)
(旧：国際造影超音波シンポジウム)
16. 日本消化器がん検診学会・超音波検診委員会 *1
(旧：日本消化器がん検診学会・超音波部会)
17. The Echo Live (旧：エコーライブ大阪)
18. Radiology Ultrasound 研究会
19. 秋田県南心血管頸部エコー研究会
20. 日本動脈硬化学会「診断技術向上セミナー」 (旧：日本動脈硬化学会「教育セミナー」)
21. 北海道心血管エコー研究会
22. Echo Kanazawa
23. 九州脳神経脈管超音波研究会
24. 東京心エコー図研究会
25. 甲信心エコー図セミナー
26. 腹部エコー研究会
27. 弘前超音波研究会
28. 京都脳神経・脈管超音波研究会
29. 栃木超音波研究会
30. 超音波スクリーニングネットワーク
31. 北海道血管検査法研究会
32. エコー淡路
33. 阪神エコーミーティング (旧：阪神エコーレベルアップミーティング)
34. ECHO TOHOKU
35. 九州エコーカルティオグラフィカンファランス (QEC) (旧：北部九州エコーカルティオグラフィカンファランス (North QEC))
36. 日本栓子検出と治療学会 (Embolus 学会)
37. KYUSHU 心血管超音波セミナー
38. 日本高血圧学会
39. 近畿胎児心臓病研究会 (旧：大阪胎児心臓病研究会)
40. 東北血管エコーセミナー
41. みちのく超音波研究会
42. 日本脳神経超音波学会
43. 全国労働衛生団体連合会「腹部超音波検査研修会 (中級コース)」
44. NPO 法人日本乳がん検診精度管理中央機構「乳房超音波技術講習会」
45. 日本心臓弁膜症学会*2
46. 神奈川胎児エコー研究会「アドバンス講座」*3
47. 北陸超音波研究会*4
48. 名古屋心エコーセミナー*5
49. OSAKA 心エコー研究会「心血管エコーライブハンズオンセッション」*6
50. 関東胎児心エコー勉強会*7
51. 超音波検査法フォーラム「超音波診断レクチャー」*8

- *1 : 総会の「超音波フォーラム」および各支部の超音波研修委員会主催の「超音波研修会」など、超音波に関連する講演への参加に対し単位を付与する。総会、地方会の参加への単位付与は行わない。
- *2 : 日本心臓弁膜症学会、平成 30 年 9 月 21 日以降のものが有効となる。
- *3 : 神奈川胎児エコー研究会「アドバンス講座」、平成 30 年 9 月 21 日以降のものが有効となる。
- *4 : 北陸超音波研究会、令和 2 年 1 月 17 日以降のものが有効となる。
- *5 : 名古屋心エコーセミナー、令和 2 年 1 月 17 日以降のものが有効となる。
- *6 : OSAKA 心エコー研究会「心血管エコーライブハンズオンセッション」、令和 2 年 5 月 14 日以降のものが有効となる。
- *7 : 関東胎児心エコー勉強会、令和 2 年 10 月 30 日以降のものが有効となる。
- *8 : 超音波検査法フォーラム「超音波診断レクチャー」、令和 3 年 3 月 19 日以降のものが有効となる。ただし、年間 3 回までの開催についてのみ単位を認めている。参加証に記載されている内容を確認すること。参加証に単位が有効であると記載されていないものは無効である。